

令和 8 年 9 月 1 日

各事業主殿

熊野尾鷲労働基準協会長

小型車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)

運転業務に係る特別教育の実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は、当協会の業務運営につきまして、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、**機体重量 3 トン未満の車両系建設機械の運転業務**に従事する労働者は、労働安全衛生法第 59 条に基づき所定の特別教育を修了した者でなければ業務に就くことができません。この教育の実施者であります事業主に代わって、下記のとおり実施します。

この機会にぜひ関係従業員を受講させていただきようご案内申し上げます。

記

- 1 日 時
学 科 : 令和 8 年 11 月 5 日(木)午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分
実 技 : 令和 8 年 11 月 6 日(金)午前 9 時 00 分から午後 4 時 40 分
- 2 会 場 (1) 学 科
尾鷲市 : 三重県トラック協会尾鷲研修センター
(2) 実 技
紀北町相賀 旧紀北町役場付近の(株)塩谷組所有空地
- 3 定 員 30 名
- 4 受 講 料 (テキスト代を含む) 協会会員事業場 1 名につき、17,000 円
非協会会員事業場 1 名につき、20,000 円
★ 申込締切後のキャンセルは返金しません。
但し、受講者の変更は可能とします。
- 5 修了証の
交 付 全時間、受講された方に修了証を交付いたします。
- 6 申込方法 別紙に受講料を添えて下記へお申し込みください(FAX 可)
- 7 受講申込締切り日 令和 8 年 10 月 20 日(火)・但し、定員になり次第締め切ります。
- 8 受講の注意事項 (1) 受付は、講習開始の 10 分前に終わってください。
(2) 携行品は<学科>筆記用具、ノート
<実技>ヘルメット、安全靴、作業衣
(3) テキストは、学科当日会場受付にてお渡しします。

申込先	〒519-4324 熊野市井戸町井土 351-2 TEL 0597-85-3489 FAX 0597-89-7007 熊野尾鷲労働基準協会
銀行振込を行われる場合の振込先 百五銀行熊野支店・普通(口座番号) 334767 熊野尾鷲労働基準協会	

小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育カリキュラム

熊野尾鷲労働基準協会
令和8年11月5日・11月6日

第1日	時間	教育内容	講師等
	8:30～8:40	開講あいさつ	熊野尾鷲労働基準協会
	8:40～9:40	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）走行に関する装置の構造及び取扱の方法に関する知識	小型車両系建設機械特別教育 講師 三宅 英司
	9:40～9:50	休憩	
	9:50～10:50	上記に同じ	上記に同じ
	10:50～11:00	休憩	
	11:00～12:00	上記に同じ	上記に同じ
	12:00～13:00	昼食・休憩	
	13:00～14:00	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）作業に関する装置の構造及び取扱の方法及び作業方法に関する知識	上記に同じ
	14:00～14:10	休憩	
	14:10～15:10	上記に同じ	上記に同じ
	15:10～15:20	休憩	
	15:20～16:20	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）の運転に必要な一般的事項に関する知識	上記に同じ
	16:20～16:30	休憩	
	16:30～17:30	関係法令	上記に同じ

第2日	時間	教育内容	講師等
	9:00～12:15 （休憩 15 分）	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）走行の操作	小型車両系建設機械特別教育 講師 三宅 英司 講師 山本 伸宏 講師 川井 孝
	12:15～13:15	昼食・休憩	
	13:15～14:15	上記に同じ	上記に同じ
	14:15～14:30	休憩	
	14:30～16:30	小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）作業のための装置の操作	上記に同じ
	16:30～16:40	修了証交付	熊野尾鷲労働基準協会